

令和4年12月23日

第12回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第12回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用
配分計画の決定について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計
画（委員会受付分）の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

召集年月日		令和4年12月23日			召 集 場 所		加須市役所 504会議室		
開会の日時		午後1時25分			閉会の日時		午後3時45分		
会 長		小 倉 和 夫			職 務 代 理		柳 田 浩		
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	野 口 悦 夫	○		9	瀬 下 京 子	○			
2	江 川 芳 夫	○		10	小 川 達 男	○			
3	中 島 利 雄	○		11	柳 田 浩	○			
4	松 本 昇	○		12	小 倉 和 夫	○			
5	山 岸 和 男	○		13	早 川 初 男	○			
6	嶋 村 淨	○		14	関 口 豊 充	○			
7	佐久間 尉 匡	○		15	新 井 明 弘	○			
8	松 村 文 夫	○							
				加須市農業委員会事務局					
				局 長 駒 宮 敏 之					
				主 幹 藤 間 みゆき					
				主 幹 関 田 毅					
				主 事 加 藤 正 則					

開会 午後 1時25分

○局長（駒宮敏之君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、これより令和4年第12回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。

それでは、柳田職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。



◎開会の宣告

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙の中ご出席をいただきありがとうございます。

12月になりまして、朝晩非常に寒くなってまいりました。今日は12月ということで、今年最後の委員会でございますが、あと数日で新年を迎えます。皆様方には健康にご留意なさいまして、すばらしい新年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、開会させていただきます。

それでは、これより令和4年第12回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくをお願いします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（駒宮敏之君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

本当に早いもので師走ということで、昨日は、冬至でございまして、皆さんもユズ湯につかれたかなと思いますが、昨今では、まだまだ新型コロナウイルスが猛威を振るっております。また、世の中が食料安保とか安全保障という感じで動いていまして、今までだったらお金で全て解決できるような世の中でありましたけれども、これからはお金があっても食料が買えない、肥料が買えない、燃料が買えないという時代が来るかもしれません。本当に、

非常に農業にとりましても、厳しい環境でやらずにかならないということで、農業委員会の皆様方のふだんのご尽力によりまして、また、その強い責任感を持って加須の農業委員会がそれぞれその役割を果たしているということで、本当に衷心より厚く御礼を申し上げたいと思います。

あと1週間で新年ということで、皆さんにはそれぞれ良いお年を取られますことをご祈念申し上げ、簡単ですけれども、挨拶に代えさせていただきます。今日もよろしくお願いいたします。

○局長（駒宮敏之君） ありがとうございます。

————— ◇ —————

◎出席委員数の報告

○局長（駒宮敏之君） 本日の総会でございますが、現在、全ての農業委員さんにご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

————— ◇ —————

○局長（駒宮敏之君） それでは、早速議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いいたします。

————— ◇ —————

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

11番 柳 田 浩 委員

13番 早 川 初 男 委員

の両委員さんを指名いたします。

◇

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第 2、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 9 件を議題といたします。

初めに、1 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、以前から当農地を耕作しており、ほかの所有農地と一体耕作できるため、譲渡人は、当農地はこれまで耕作してもらっており、飛び地で一括して耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7 番（佐久間尉匡君） 7 番、佐久間です。

1 2 月 1 4 日、推進委員の小谷野さんと 2 人で現地確認並びに聞き取りを行いました。まず、現地ですけれども、ここら辺は新川用水が近くに流れていますから段差のあるような田んぼになっておりまして、稲を作った後、1 回耕うんしたような形になっておりました。その後、譲渡人の さんに言ってお話を聞いたところ、さんと私、知り合いなんですけれども、これ さん贈与となっていますけれども、どういうことですかと話したところ、いや、俺は金もらうんだよということで、そうですか、じゃ、何かの手違いということですね、あとで事務局のほうにお話しはしたんですけれども。で、長年にわたり、この さんのほうが本家になっておりますので、自宅のちょっと前の田んぼということで、耕作のほうをお願いしていたんですけれども、本人のほうから譲ってほしいということで話がありまして、 さんの さんの長男とかいろいろ子供に聞いたところ、本格的に農業やるつもりないから、処分しても構わないということで、今回、手放すことになったということでございました。

許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2 番の三俣地区、不動岡地区、志多見地区の案件について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は以前から借りて耕作しており、本格的に耕作するため、譲渡人は、身体に障害があり耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、三俣地区担当の委員から順に現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○15 番（新井明弘君） 今、早川さんと 2 人で相談して、一応、受け人が阿良川の

さんをよく知っているということで早川さんをお願いしたんですけれども、現地のほうは、

のほう、これ 1 回、クレームというか、二、三年前でしょうか、高速の裏側なんですけれども、耕作放棄地、の奥に耕作放棄地というような、現状はそういうような耕作していないし、そういう耕作放棄地の状態です。本人からというのは、早川さんをお願いしてあるんで、このことについては早川さんをお願いします。

○13 番（早川初男君） 13 番、早川です。

19 日に さんとお会いしまして、いろいろ話を聞かせていただいたところ、登記簿を持ってきて見せてくれて、こちらに上がっている番地全部同様でしたので、何ら問題ないと思いますが、これ、親子関係でございますので、そんな問題はないと思いますけれども、あとは事務局の説明のとおりでございます。よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがでしょうか。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

ちょっと確認をさせてください。

親子間の贈与ということで、生前贈与なのかと思うんですが、面積が1万5,700平米、現在の借受地とあるんですが、これは新たにこの贈与で得た土地が含んで1万5,700、事務局さん、どうでしょう。だとしたら贈与だったらこれ自作となるんじゃないですか、配偶者、その辺の確認をさせてください。プラス自作地が増えるのか。

○局長（駒宮敏之君） 先ほどのお答えについては、今、下に書類があるので、それを確認した上で、後でご報告させていただきます。すみません。

○会長（小倉和夫君） じゃ、結果、またそのときに採決をしたいと思いますので、先に進みます。

次に、3番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類は整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

12月13日に推進委員の峰岸さんと現地を確認するとともに、 さんに事情を伺いましたら、この件につきましては、令和2年12月に農業委員会事務局職員と現地を確認し、今後の状況等を確認し、手続を行うということにしていたものであります。

さんが さんから家を購入した際、農地もその話があったものの、取得要件を満たしていないため、時期を待ったとのこと。現在、 に借りているビニールハウスは借用期間が二、三年あるので、許可が下りればその間に準備をして、レモングラスやキャッ

サバなどを作付する予定とのことで、将来はハウスを建設して栽培を行いたいとのことであり、意欲を感じました。

なお、現地は、位置図7ページは の南にある も含め、一団の土地として小麦が作付してあります。8ページの は、雑草を廃棄して畑として使用する予定で、 は北側と合わせ、1枚の田として耕作されており、今後、検討していきたいとのことです。

これまでの取組や前向きな考えを考慮して適当と判断をいたしました。ご審議よろしくお願ひします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

従農者が6名となっているんですけれども、作付面積が18あるんですか、結構人数が多いような感じがするんですけれども、何かほかにもやってらっしゃるんですか。

○8番（松村文夫君） 従業従農者、この方は茨城に実家がありまして、その親とか兄弟とか、そういった方と一緒に現在も栽培に取り組んでいる、そういう状況です。

○6番（嶋村 淨君） 分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の不動岡地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は農ある暮らしを推進するため、譲渡人は代襲相続であり農業を継続できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井ですけれども、12月18日に推進委員の小山さんと2人で現地を確認し、そしてまた譲受人の さんより話を聞きました。

現地のほうなんですけれども、位置図が2枚にわたってありますけれども、この最初の
というところが、ここが耕作して現在、耕うんしてある状態です。次のページの
と、これも耕作して耕うんしてある状態です。そしてこのほかの とこの宅
地の周りですね、ここは10年近くですかね、遊休農地でツタが生えて、鬱蒼としていたよう
な状態が10年近く続いたわけなんですけれども、今回は夏の遊休農地の調査で完全にきれい
になっていました。ですから今もきれいなんですけれども、それがこの譲受人の さんがこ
こをきれいにしたそうなんです。

先ほどの話もありましたけれども、この さんは相続でおいっ子さんとめいっ子さんだ
そうなんですけれども、相続で取得した土地で、そのままずっと耕作放棄地だったところを今
年の夏にはきれいになっていましたので、春先から さんがきれいにしたという、そういう
関係もありまして、 さんが購入するというような形での申請でありますので、許可相当と
判断しました。ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決を行います。

4番の不動岡地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

先ほどの3番の案件について、事務局の説明をお願いします。

まだ、じゃ、次。すみません、まだだそうです。

次に、5番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は人手不足により耕作が難しいため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

14日に榎本推進委員と2人で譲受人の 様から聞き取り調査をし、次に現地調査を行ってまいりました。

この土地は、現在、 様が水稻栽培をしておりますが、地元の不動産業者さんを通じまして、譲渡人の 様の亡くなった父親からこの土地を相続しましたが、夫はサラリーマンで非農家のため、農機具もなく管理ができないということで、現在の水田を耕作している様に贈与したいということが話があって、今回の申請となったわけです。

様の実家は 地内にありまして、一人娘でそれでサラリーマンの夫と結婚しまして、 の土地に住宅を建てて住んでいます。 といいいましても、道路を隔てた反対側は 地区ということになっております。なお、登記料は約6万円かかるそうなんですけれども、これは譲受する 様が持つということだったそうです。

現在、現地は3筆で約18アールで1枚となった水田です。この中央部分がこの水田になっております。この周辺は、私が大体西畑とか南畑とか北畑は管理しております。このようなことから、許可相当と判断してまいりました。慎重なご審議をよろしくお願いします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番の礼羽地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の鴻基地区の案件について事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は経営規模縮小のため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

本件につきましては、今月の15日に推進委員の小坂さんと現地を確認してまいりました。現地は、現在、耕うんされてきれいになっております。譲受人の さんは、
さんが兄貴、 さんもお姉さん、3人きょうだいです。その横のところに一番下の
さんがうちに残ったものですから、相続をしたということで、遠くに住んでいますので、
現在は さんが作っておるんで、この際は、ということで所有権移転をするということで
ございますので、何ら問題ないというふうに判断してまいりました。よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、6番の鴻基地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は、経営規模拡大のため、譲渡人は、耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（嶋村 淨君） 6番、嶋村です。

12月13日の日に、推進委員の金子さんと現地確認をいたしました。譲受人の さんのところにお邪魔にいたしましてお話も聞きました。

現地はきれいに耕うんされておまして、 さんの話では、以前、別の方が耕作しておったんですけれども、できなくなったために さんのところにお話が来て、併せて購入してくれないかという話でした。 さんも隣地は自分の土地なものですから、購入することに決めたそうです。

位置図の の左上に点線部分があるんですが、これ さんのハウスがありまして、すぐ隣の土地でございます。何ら問題なく、よろしくご審議のほうお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

それでは、先ほどの3番の案件について、戻ります。

事務局の説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） お時間いただいて申し訳ございませんでした。

1ページの3条の2番をご覧いただきたいんですけども、今、譲受人の経営状況という列で、借受地というところに157アールと入っておりますけれども、ここの欄というのは、現在の譲受人の状況ですので、今の さんが借りて、157アールやっているところで、今回はそれを借りているのを今度もらって、これが許可が下りれば、ここは自作地のほうにこの157が入るという見方です。これはこのままで大丈夫かなと思います。

○14番（関口豊充君） そこに書いているということだ。

○事務局（藤間みゆき君） そうですね。

(発言する人多数あり)

○11番(柳田 浩君) 確認させてください。

言っている意味分かったので、間違いなければそれでいいんですけども、ルールとして譲受人のこの欄、今まで今回の申請分も含んで載せるというルールで来ていたものですから、もし今の説明でしたら、自作地も157、借受地も157、そういう表記になるのかと思うのですが。

○2番(江川芳夫君) 次のもそうだよ、だから、18ではないんだよ。

○11番(柳田 浩君) そのルールの確認をしておかないと、また、これで50アールの要件確認しているので、ぜひその辺の徹底をお願いします。

○4番(松本 昇君) 18はいいんじゃない。18は前から借りてやっていたと言っていたよ。

○2番(江川芳夫君) 自作になるとまた63と入るんじゃないの、3番は。

○11番(柳田 浩君) その確認をもう一回確認してやりましょう。

○2番(江川芳夫君) 前のときは今回の議案に載っていたやつを含めたのが経営状況だった。

○11番(柳田 浩君) そういうルールだったんだもんね。

(発言する人あり)

○11番(柳田 浩君) それがどっちがどっちかを今、ばらばらになってきちゃったんで、この際だからしっかり決めてもらわないと。

○2番(江川芳夫君) だから次の3だって同じだよ。18しかないのに、普通なら18じゃ取得できないんだから。

○14番(関口豊充君) でも基本的には、下限面積要件は今回の申請地を含めて50あればオッケーなわけだよ。

○2番(江川芳夫君) その表記をどこに表記するか。

○14番(関口豊充君) そうだよ。

○11番(柳田 浩君) 今回で見ると、全部今回の申請分含んでいないで書かれているみたいだから。

○2番(江川芳夫君) これはね、今回ね。

○11番(柳田 浩君) だけれども、そのルールが変わっちゃったので、皆さんで納得しておきましょうよ。

○2番(江川芳夫君) 以前は、今回のを含めたものが経営状況の中へ入っていたわけ。間違

いない。

○11番（柳田 浩君） どっちでもいいんだよね。ルールを決めてくれれば。

○会長（小倉和夫君） その都度、確認という意味ではなくて、もう決まったルールに統一するという。

○局長（駒宮敏之君） どちらにするか、その辺は今後の審議にも影響しますので、次回以降決めて、皆さんにこれという前提でお話をさせていただきたいと思いますので。

○2番（江川芳夫君） 今回だけじゃないの、これに書いてあるのは。

○14番（関口豊充君） 今まで含めてきたんだから、今後も含めていきますというのだったら分かる。

○11番（柳田 浩君） どっちでもいいけどな。

○局長（駒宮敏之君） すみません。過去のものも鑑みて、これまでのルールで行くのか、新しく違うルールとして別で表記するのかを次回、報告させていただきます。

○会長（小倉和夫君） それでは、ご質疑、ご意見はないようですので、採決に移りたいと思います。

2番の三俣地区、不動岡地区、志多見地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大のため、譲渡人は、高齢により耕作できないため、今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

12月19日、松村推進委員と現地確認をしまして、譲受人の さん宅を訪れてお話

を聞きました。現地は、耕作された跡があり、きれいに管理がされておりました。

譲渡人の　　さんは、高齢で耕作ができないということ、その土地を貸して耕作をしていただいていたのですが、その方が来年からは耕作できないと言われて、譲受人の　　さんに相談をし、今回の申請になりました。

やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。
以上です。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君）　ご説明いたします。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は近隣で耕作しており、経営規模拡大のため、譲渡人は、遠方に住んでおり、土地の管理が難しいため今回の申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（瀬下京子君）　12月19日、松村推進員と現地確認をし、譲受人の　　さん宅を訪問し、お話を聞いてまいりました。現地は稲作された跡がありまして、きれいに管理がされておりました。譲渡人の　　さんは、相続で申請地を取得されましたけれども、遠方に居住されているため、管理できないということで、譲受人の　　さんに耕作を今までお願いをしていたということです。

譲受人の　　さんは、申請地の左側の土地も一緒に耕作されておりまして、今回、　　さんのほうから処分したいというご相談があり、今回の申請に至ったそうです。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図16ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は令和4年7月12日付自己用住宅敷として許可になった案件について、道路後退が必要であったため申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、当初の計画の際に分筆も行われていたことから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

12月18日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で申請者、 さんの自宅を訪ね、現地を見て話を伺ってまいりました。

建築基準法の接道要件を満たすため、道路後退し、市に寄附するもの何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2 番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 1 7 ページ及び土地利用計画図の 4－2 をご覧ください。

本案件は、自己用住宅を建築するに当たり、建築基準法の接道要件を満たすため、進入路を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、住宅建築予定地に隣接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15 番（新井明弘君） 15 番、新井です。

12 月 17 日に、推進委員の小林さんと 2 人で現地を確認して、そしてまた さんから話を聞きました。 さんがこのたび家を建て替えるということで復活した事案なんですけれども、きれいに山もあるんですけれども、家を壊して山のうちを切って、根っこ取って、きれいに更地にしてから埋立てていくんだという話をしていましたけれども、接道はないということで、この畑の土地を 4 メートルの進入路として使うというような申請でありますので、許可相当と判断しました。ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11 番（柳田 浩君） 11 番、柳田です。

この直接進入路については異議はないんですけれども、この開発に当たって、右側に水槽というのが宅地の外に出ている図面になっているものですから気になりまして、ここが農地

であれば、せっかくですから是正指導、建物除去と併せられるのであれば、是正してしまうということ、それともこれを使うのであれば、農地であるんだったら、転用の手続が必要でしょうし、その辺の確認をお願いします。

(発言する人多数あり)

○4番(松本 昇君) 前は魚飼っていたんだよね。ずっと前ね。ナマズとか。

○15番(新井明弘君) あ、位置図のほうは黒くなってありますけれども、ここは更地というか、位置図の17ページですよ。さんの宅地というのは、この接道する正面がそうなんですけれども、この右側は、母屋があるんですよ、母屋が。分筆じゃなくて、一応、2世帯というか、同じ敷地内に2世帯つくって、そこを分割して、そちらのさんの黒くなっている右側、母屋があるんですよ。一応、この自分が住んでいる正面の母屋から山から全部きれいにして、建て替えるという話なんですけれども、その右側だから、仮設、そこへ家ができるまで、娘だと思うんですけれども、そこに住んでいると。そして、できたらこっちへ引っ越すと、そのような話をしていました。

(「2世帯、家があるんですか」と言う人あり)

○15番(新井明弘君) この正面のうちが、この接道の正面が、状況建物、それを壊して建て替えるんですけれども、取りあえずは両方倒しちゃうと住むところがないので、片方残して、右側の同じ敷地に宅地が2つあるんですけれども、右側の宅地を一応住居として使う、できるまで残しておいて、母屋ができたならば壊しちゃうんだという話をしていましたけれども。

○2番(江川芳夫君) この黒いのは何、黒く塗ってあるの。

○11番(柳田 浩君) 11番、柳田ですけれども、今のご説明で、多分、この色塗りされた、塗りつぶされたところがもう建物が建っているということで、宅地だというふうに理解いたしまして、質問を終わります。

○会長(小倉和夫君) ほかにございませんか。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番の三俣地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

◇

◎議案第 3 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請について」の 2 件を議題といたします。

初めに、1 番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 1 8 ページ、1 9 ページ及び土地利用計画図の変更－ 1 をご覧ください。

本案件は、令和 4 年 7 月 1 2 日付で建売住宅 2 3 棟の敷地として許可されましたが、隣接地も建売住宅の開発を行うことになり、開発道路を隣接地に接続する必要性が生じたため、当初計画の住宅 1 棟分の敷地を道路用地及び緑地とする計画に変更するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、隣接地の土地利用計画により、開発道路の接続の見込みがあることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1 番（野口悦夫君） 1 番、野口です。

1 2 月 1 8 日、推進委員の野本さん、川島さんと 3 人で現地及び譲受人の代理人の さんに電話をし、話を伺いました。申請地は令和 4 年 7 月、建売住宅 2 3 棟を建築するため許可されましたけれども、隣接地の開発に伴い、当初計画していた開発道路を隣接地に接続して市に帰属する必要性が生じたため、建築する棟を 1 棟減らして、道路用地及び緑地として土地利用を変更するもので、何ら問題なく許可相当と判断をしまいいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） 質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の三俣地区の案件及び議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6番の三俣地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは、一括してご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用計画図の変更－2、5－6をご覧ください。

本案件は、平成28年7月21日付店舗敷地として許可となり、譲渡人に所有権の移転が行われましたが、資金状況の悪化により建築できないままとなっていたため、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、隣接する雑種地と一体でゴルフスクールを建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

12月19日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認し、そして の社長の

さんより話を聞きました。現地のほうは、県道の端でありますけれども、きれいになっていました。そして、ずっとそのままの状態だったそうなんですけれども、何か有効活用はないかということで、知り合いにプロゴルファーの方がいたそうなんですけれども、それを相談したところ、インドアのゴルフのレッスン場なんかにしたいということで決めたそうなんですけれども、その後、建物の中にインドアのレッスン、テレビで見たりで、打ったときに自分の姿が出るとか、そういう感じだと思うんですけれども、そういう機械を3台置くというようなことを言っていました。ですから、有効活用の観点から、許可相当と判断しましたけれども、ご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 11番の柳田ですけれども、変更の部分と転用の部分と両方あるんですけれども、変更の部分のこれは、氏名は譲受人は さんがこれまで店舗として予定していた許可を、許可の内容をこれは、誰がこの場合は許可を受けていたんですか。 さんから が受けていたのか、下の5条の6番見ると、 さんの土地になっていて、 が譲受人、そうすると、前の方は、許可が と さんの関係が見えないので、ちょっと意味が分かりません。

○事務局（藤間みゆき君） 位置図のほうの譲受人と譲渡人が申し訳ございませんが、反対になっておりまして、以前、当初の計画では、個人の さんが許可を得て、店舗を建築しようとしていたけれどもできなかったのが、今回、 さんとして譲り受けて、ゴルフスクールを建築するという計画になっております。

○11番（柳田 浩君） もしそれならば、前の許可は取り下げて、5条だけ編集項目となります。変更する理由が、意味が分からない。4条を変更して、取り下げて5条で新規で出したら。

○事務局（藤間みゆき君） 所有権移転が行われてしまっていたということで、取り下げするとその辺りも全部元に戻ってというようなこともありまして、取下げが難しいということで、今回、変更申請ということで受付をしたものでございます。

○11番（柳田 浩君） になっているんでしょう、今。

○事務局（藤間みゆき君） さんになる前の方、当初の計画では、 さんという方が譲渡人でお持ちだったところを、店舗を建築しようとして、 さんが許可を得て、もう所有権移転も済んでいたんですけれども、それを取下げとなりますと、またその さんに所有権を戻さなければいけないということが生じてしまいまして、平成28年に行われた所有権移転ですので、それは難しいということで、変更ということになりました。

○11番（柳田 浩君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） どうぞ。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっとここでもう一度確認ですけれども、5条のほうの、変更のほうの説明の欄に申請者の父が亡くなったためにということは、申請者というのは誰ですか、これは。 さんの さんですか。

○事務局（藤間みゆき君）　そうですね。　　さんのお父さんが亡くなったということです。

○2番（江川芳夫君）　いつ亡くなったんですか、これは。

○事務局（藤間みゆき君）　ここに書いてあるのは、ご本人の申請書のとおりに書いているのですが、要約しておりますので原本読み上げますと、計画変更しようとする理由の詳細なんですけれども、平成28年度の店舗食堂計画時に申請者　　の実の父が亡くなり、資金面で当初の計画のように行かなくなり、店舗建築を実現できなかった。その間、店舗を賃貸して　　にて飲食店を営業していたが、売上が伸びずに閉店した。これは平成29年6月から令和元年1月まで営業。このことから、この地域での飲食業での営業は厳しいと判断した。飲食業でまたやるのは難しいということで、ゴルフスクールにしたということが書いてあるんですけれども、先ほどのご質問のいつ亡くなったんですかということについては、平成28年度の食堂店舗の計画時にということで書いてございますので、そのころだと思います。

○2番（江川芳夫君）　それで所有権移転だけはしちゃって地目は変えなかったんだ。そういうことでしょう。

○11番（柳田　浩君）　現況、更地だから変えられないんでしょう。

○2番（江川芳夫君）　変えられないんだ。

○11番（柳田　浩君）　11番、柳田です。

いろいろ事情があるようですが、現実問題として、結果として、ゴルフスクールという店舗をやりたいということで、場所的に特に問題はないようですので、私としてはやむを得ないというふうに判断します。

以上です。

○会長（小倉和夫君）　ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決を行いたいと思います。

まず2番の三俣地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたしました。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の6番の三俣地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第４号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第４号「農地法第５条第１項の規定による許可申請について」の１９件を議題といたします。

初めに、１番及び２番の大桑地区の案件については、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは、一括してご説明いたします。

位置図２０ページ及び土地利用計画図の５－１、５－２をご覧ください。

本案件は、それぞれ譲渡人が所有する土地の境界線を直線になるように分筆し、住宅敷として使用していたが、農地転用の手続をしていなかったため、改めて申請し、土地を交換するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第２種農地と判断され、始末書が添付されており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○１番（野口悦夫君） １番、野口です。

１２月１８日、推進委員の野本さんと川島さんと３人で譲受人の さん宅を訪ね、現地を見、話を伺ってまいりました。平成１３年に譲渡人の父、 さんという方なんですけれども、隣にアパートを建築する際、隣接地の境界線を直線になるようにという形で分筆をし、仮登記をしましたけれども、農地転用の手続をしていないため申請ということで、やむなく許可相当と判断してまいりました。

このお互い交換という形で、直線でブロック塀が打ってありました。何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしく願いをしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

図面上から見ますと、両方にハイツとそれから右側に宅地、建物があるようなんですが、見た目は両方は宅地のように見えるんですが、この中に細長く農地が残っていたということなんですか。

○1番（野口悦夫君） さんの隣が さんのアパートを建てるんですけども、 さんが、そのアパートを建てる隣が さんの住宅なんですね。それで、農地だったみたいですね。そこへアパートを建てるんで、その際、お互い、面積は変わらないんですけども、直線にしたいという形で話がまとまり、ブロック塀を打ったそうです。お互いのためという形で話合いが出たようです。

○14番（関口豊充君） 図面から見ますと、両方が宅地のように感じるんですけども。

○11番（柳田 浩君） 両方とも転用をし忘れたんじゃないか。

○1番（野口悦夫君） 実は、 さんも今のところそこじゃなくて、あの辺が道路が広がりまして、住宅を移したんですね。 さんというのは、 という電気屋さんなんですね。お互い、そこ農地だったんですよ。そのために手続がしていなかったという形で、今回の手続になって、やむなくという形になったんですけども、よろしく願いいたします。

○14番（関口豊充君） 分かりました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の大桑地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

ちょっと休憩入れます。

2時45分再開をお願いします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時45分



◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、皆さんそろいましたので、再開いたします。



○会長（小倉和夫君） 次に、3番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図21ページ、22ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断されますが、5か月間の一時転用であり、改良後も担い手が小麦を作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり12月18日、推進委員の野本さん、川島さんと3人で譲渡人が6人いるわけですが、さん宅を訪ね、現地を見、話しを伺ってまいりました。

現地は農業用機械が入りにくく、排水不良、また長年耕作していないようです。農地改良をし、麦作ということで何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(藤間みゆき君) ご説明いたします。

位置図23ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅7棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(佐久間尉匡君) 7番、佐久間です。

12月14日、推進委員の小山さんと2人で現地確認並びに譲渡人の さんから話を聞きました。

現地はすぐ左に とあるかと思うんですが、これが さんの自宅になります。その右隣の農地は、50年ぐらい前は梨が植わっていたかと思うんですけれども、どこかのタイミングで抜いて、しばらく空き地といいますか、管理等は適正にされておりましたけれども、そのような状態が長く続いておりました。

このすぐ上にサトエ記念21世紀美術館とありますけれども、こちらのほうが1年ほど前ですか、閉館をいたしまして、そんな関係でこのすぐ今回の申請の農地のすぐ右隣が駐車場になっていたんですけれども、そちらのほうを返されてしまったということで、地主はこの

さんではないんですけれども、そこで、建売住宅建てるので、すぐ隣のこちらもどうですかということで話が来たそうなんですけれども、 さんは私より2つ、3つ年が上

なので、そんな高齢ではないですけども、結構な面積を管理するのも大変だということで、今回手放すことにしたということでございました。

許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

どうぞ。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

5－4の位置図と配置図、これ、形はどういうふうになるんですか。一応言ってください。変わっていないんだけど。申請地の絵が。このサトエの美術館のところのガタガタがこちらの5－4の配置図はどういうように見るんですか。

どういうふうに使っているのかな。

（発言する人多数あり）

○事務局（藤間みゆき君） 一部、すみません、宅地の部分が一緒に土地利用計画図にあったようで、変更点が今、どこかというのが。

○2番（江川芳夫君） こっちへ今の図面入れてもらわないと審議できないじゃない。

○事務局（藤間みゆき君） 5－4の土地利用計画のとおりなんですけれども、位置図のほう

○2番（江川芳夫君） これとこれがどこで合うのと聞いているの。

○事務局（藤間みゆき君） 位置図の北のほうのギザギザの部分に宅地が含まれておりまして、本来、この位置図を宅地の部分も囲めばよかったんですけども、実際は5－4の土地利用計画図のとおりです。宅地も含んでの計画図になっています。

○2番（江川芳夫君） 逆に言えば、この土地利用計画図のほうに位置図の 〇〇の公図を入れてくれればいいんだよね、こっちに、これに。

（発言する人多数あり）

○会長（小倉和夫君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後2時35分

再開 午後2時45分

◇

◎開議の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは休憩を解きます。

◇

○会長（小倉和夫君） さらに質問ございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4 番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5 番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 2 4 ページ及び土地利用計画図の 5－5、5－5 と手書きで右下に書いてあるもので、分かりづらくて申し訳ないんですけれども、そちらをご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、資材置場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、譲受人が管理する太陽光発電所の隣接地であることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○7 番（佐久間尉匡君） 7 番、佐久間です。

1 2 月 1 4 日、推進委員の小山さんと 2 人で現地確認並びに譲渡人の さんからお話を聞きました。 さんは私より 7 歳、年が上で、3 0 年ほど前に地元の水深消防団に入ったんですけれども、そのときの同期の入団ということで、よく知っておりますので、詳しく話を聞いてまいりました。

この土地は、現地はきれいに管理をされてありましたが、3年ほど前にこの辺一体を太陽光発電やるから譲ってほしいということで、こちらの さんのほうに4筆売って、お金も間違いなく頂いたんですけども、その後、固定資産税のあのようなの comes 来ますよね、引き落としのような、その中に、この土地が含まれてあったので、すぐに市役所のほうに行って、これはもう俺の土地じゃないから、なんでこれはどうなっているのかということでよく調べてほしいということで確認してもらったところ、 さん、これは名義が変わっていませんよということで、これはどういうことなんだということで、すぐに会社のほうに電話をして、早めに名義を変えるようお願いはしたんですけども、その後、1年、2年経ってしまって、再三にわたり電話をして今回、このような形で改めて申請するというようなことでございました。

その間も、自分の名義になっておりますので、固定資産税のほうも何百円かという話でしたけれども、しょうがない、自分で払っていたということで、今回はちゃんと手続きお願いしますよということで、話を聞いてまいりました。法務局で間違えたのか、どこで間違えたのか分からないんですけども、申し訳なかったということで会社のほうでは申されたということでございました。

許可相当と判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

ここは何回も追加、追加が上がってきているところで、本当、計画性がはっきり言って、この辺、もう最後なんですかね。もう余地はないんですか。大丈夫ですか。

○事務局（藤間みゆき君） まだあります。

○11番（柳田 浩君） やらなくちゃ、やむを得ないような理由を作っちゃって、だったら初めから許可取ってよというふうなものを感じるので、ぜひ指導してください。よろしくお願いします。

○会長（小倉和夫君） どうですか。

○2番（江川芳夫君） 同じようなことなんですけれども、これ、先ほど売ったものだと当時から本人は思っていたと言うんだけど、本当はこれ、農業委員会2回かかるということはないんでしょうね。どこかの手続で農業委員会ではかかっていて、登記のときに外れたのか、農業委員会にかけた、そもそも第1回目の周辺の開発のときに忘れたのか、そんなよう

な話の言い方で今、聞いたものだから、また忘れましたという話じゃないように。

だから農業委員会の前回、いつだか分からないんだけど、かかったときには、案件として上がっていながら、登記のときにこれが落ちちゃったのかとか、その辺は分からないんだろうけれども、議事録見ても、農業委員会の、分かるんだろうけれども、その辺の内容、柳田さん言うように、しっかりやっていただいたほうがいいような気がしますので、意見として交えました。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） どちらにしても、問題点については、もう一回確認をどこかでしてもらいたいよね。それじゃないと、次に渡すときにということで。

（発言する人多数あり）

○2番（江川芳夫君） どこで間違ったのか。

○11番（柳田 浩君） 農業委員会だって、法手続としてしっかりやって、農地台帳修正かけて、登記証だって当然、申請がなければ、申請どおりしかできないんだから、間違いないでしょう。間に入っている人がはっきり分かっている。

（発言する人多数あり）

○会長（小倉和夫君） しっかりと確認をして今後もやっていくということで、お願いします。

ご質疑、ご意見がないようですので、採決をいたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び土地利用計画図の5－7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、貸物流倉庫を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとことであり、また、都市計画法34条12号の産業

系区域に指定されていることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

なお、開発区域内の水路については付け替えを行い、市道については払下げ予定であることを確認しております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

12月17日に推進委員の小川さんと2人で現地を確認して、また現地で の代理の さん、不動産屋さんですけれども、話を聞きました。

ここは広大な土地で、葛西用水とバイパスに挟まれた広大な土地なんですけれども、現在はきれいになっていますけれども、替地もこのような状況で何も作っていない、空き地でありました。そこへ のほうで貸倉庫だということで、造るということで話が来たそうなんですけれども、皆さん賛成しているそうであります。

そして、私、17日の午後から話を聞いたんですけれども、代理の さんに、 さんがその日の午前中に住民説明会をやったんだというようなことを話をしていました。そこにあった資料をもらったんですけれども、いろいろ書いてあるんですけれども、当たり前かもしれませんが、基礎工事、極力迷惑をかけない方法にするとか、周辺にごみは出さない、汚染しないとか、それから必要に応じ、安全のため交通整備誘導員なんかもつけるとか、工事によって万が一の場合には、右下の周り住宅ありますので、重機が入ってきて、万が一の場合には、損傷した部分の被害に補償するというような、いろいろ図面なんかもこれにあるんですけれども、4階建てだそうですけれども、これをもとにして住民説明会をやったということで、許可相当じゃないかというふうに思います。ご審議お願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番の三俣地区の案件について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図27ページ、28ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、9か月間の一時転用であり、改良後も担い手がトウモロコシや大豆を作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

12月17日、推進委員の小川さんと2人で現地を確認して、また、 の社長の
さんに話を聞きました。

現地のほう、低い土地で、耕作放棄地で草なんか生えて、何も作っていないような状況であります。そういう関係で、この申請の理由にもありますけれども、地盤が低いというようなことで、作付しづらいというようなことで、 の盛土をして、 さんがトウモロコシとか大豆とか、いろいろ作って、有効活用したいというような話でありますので、許可相当と判断しました。ご審議お願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

8番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 29 ページ及び土地利用計画図の 5－9 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8 番（松村文夫君） 8 番、松村です。

12 月 15 日、推進委員の峰岸さんと現地を確認し、代理人の さんに説明を受けました。周囲の環境や立地条件など、太陽光発電に適しており、計画したものとのことです。現地は、長年、管理のみ行われてきた土地で、耕作はされておりました。このようなことから、やむを得ないと判断をいたしました。ご審議よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、9 番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10 番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 30 ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし、農地改良するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 1 種農地と判断されますが、3 か月間の一時転用であり、改良後も担い手が水稻を作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 13番、早川です。

19日に松本推進委員と さんとそれから耕作者も同じ なのですが、その方と立会いの下、いろいろ話を聞いたところ、地盤が低いため排水も悪いもので、盛土をして排水をよくして稲作、麦を作付したいということを言っていましたので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決を行います。

10番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、11番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図31ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（早川初男君） 12月19日、松本推進委員と現地を確認したところ、 さんが亡くなったため、相続代理人に話を聞いたんですが、息子さんとかと聞いていたもので、その代理人の方から土地を借り受けて、そこへ自己住宅を造るということで話を聞きました。将来は親の面倒も見なきゃならないのでということをおっしゃっていましたので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決を行います。

1 1 番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 2 番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 3 2 ページ及び土地利用計画図の 5－1 2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、隣接する宅地と一体で長屋住宅 2 棟を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 4 番（関口豊充君） 1 4 番、関口です。

1 2 月 1 3 日、代理人と連絡を取りましたが、遠方で都合がつかないというようなことで、たまたまこの案件の担当の さんと電話での聞き取りということになってしまいました。

また、現地のほうの確認につきましては、この 1 3 番の案件の確認の際に行ったんですが、

1 2 月 1 9 日に、推進委員の増田さんと一緒に、一応、現地確認はさせていただきました。

そのときの様子ですけれども、まず譲渡人は現在、 のほうに住んでおりまして、実家、3 2 ページの位置図の破線で宅地と書いてあるところが実家なわけなんですけれども、実家及びここに隣接する 2 筆を相続で取得したとのことでした。管理できなくて、このたび売却に至ったというようなことでありました。

申請地は集落内の農地で、作付された様子はありませんでしたけれども、草などもなく適切に管理されておりました。実家のほうは、もう既に取り壊されてきれいに更地になってお

りました。これらと一体で長屋住宅を建てるというような計画でございました。

以上のことから何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたが、ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 2 番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い
します。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 3 番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 3 3 ページ及び土地利用計画図の 5－1 3 をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、隣接する宅地と一体で、部品調達及び
販売用の車両置場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 1 種農地と判断されますが、農地法施行規則の第 1 種農
地の不許可の例外に該当し、譲受人の営む自動車修理工場に隣接していることから、一般基
準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○1 4 番（関口豊充君） 1 4 番、関口です。

1 2 月 1 9 日に推進委員の渡辺さんと増田さんとともに譲受人の代理人の さんの立会
いをいただきまして、聞き取り及び現地を確認してまいりました。まず、申請地ですけれど
も、集落内の畑というようなことでして、作付された様子はありませんでしたが、草もなく
適切に管理されておりました。

位置図のご覧のとおり、 と書いてある、それが工場になるわけですがけれど
も、その北側の農地というところが今回の申請地となるわけですがけれど、一応、こちらに
車等の置場というふうなことで考えているようでございます。

いま一度、このたび借入れができるというようなことで申請に至ったということでございました。以上、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図34ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、令和4年7月に除外が完了し、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとされており、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

本件につきまして、12月15日、小坂推進委員と現地を確認してまいりました。本件につきましては、先ほど事務局の説明のとおり、除外の案件でありまして、7月に完了しております。さん、これは親子でございまして、今現在はせがれさんでに奥さんと2人で暮らしているということで、現在は耕うんしてあってきれいな状態で、畑のままの状態でした。

特に問題はないというふうに判断してまいりましたので、ご審議のほどよろしく願います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図35ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自宅用及び来客用の駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、自己用住宅に隣接していることから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私、12番、小倉でございますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

12月17日、高橋、細谷両推進委員さんと共に譲受人の さん宅を訪ねてお話を伺ってまいりました。現地は、農地として利用はされていないんですけれども、きれいに保全管理はされていました。

さんの旦那さんのお話を聞くと、この譲渡人の さんのいずれはせがれたちがここに家を造るという話でありましたけれども、せがれさんたちがもう北川辺には来られないということでございまして、その さんがどうですかという話をしたところ、喜んで土地を譲りますということで、お話がまとまったそうございまして、何ら問題なく許可相当と判断してまいりましたが、皆さんのご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 確認させてください。11番、柳田です。

駐車場という表現でそういう目的、転用なんですけれども、この方、会社の法人ですよ。

敷地拡張のほうがベターなんじゃないかなという。

自家用車を置くだけじゃ、商売用の駐車場で使うのであればあれですけども、本当はその辺、しっかり整理したほうがいいかなという感じがします。

○会長（小倉和夫君） この現地の駐車場予定地の西側ですか、これも空き地になっているんですけども、この土地については上に電線が通ってしまして、数年前に転用を申請して宅地になっております。それも さんが持っておりまして、将来的には、その隣ということで駐車場にして利用したいという申込みをしたところ、 さんのほうも、せがれたちがもう北川辺には越してこないだろうということで、この際、処分したいという話であったようです。

○11番（柳田 浩君） 農家なの。

○会長（小倉和夫君） 農家じゃない。

○事務局（藤間みゆき君） 第1種農地ですので、敷地拡張ですと1.5倍までなんですけれども、元の宅地が144平米で建っているんです。

○会長（小倉和夫君） 2回ぐらい宅地を増やしているじゃないか。住宅を2か所建ててあるんだけど、この細長い家に見えるところも住宅でして、その北側にまた家がある。

家族によりますと、子供たちが2人いるということで、いずれここに同居するときに、駐車場が4台分は欲しいという話なんですけれども。

○11番（柳田 浩君） 駄目という話ではなくて、何かはっきり線引きしたほうがいいんじゃないかという方法を。意見です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図36ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、盛土をし農地改良をするもので、必

要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、3か月間の一時転用であり、改良後も担い手が小麦を作付する計画でございますので、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

12月20日の日に、推進委員の町田さんと2人で現地確認に行っていました。現地で譲受人の さんの家の前が田んぼなんですけれども、あと さんというのがあって、挟まれていて、低いところなので、土を盛って小麦を作るという話をしていました。

それから、もう一か所、狭いほうなんですけれども、こっちは さんとあと のさんに立ち会ってもらってやはり見たんですけれども、狭いところなんですよね。5メートルぐらいあるかな、幅がね。そこへ土を盛ってやはり低いところなので、小麦作るようなことを言っていました。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番の東地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図37ページ及び土地利用計画図の5-17をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、工場敷地内での新築工事に伴う現在の従業員駐車場の代替地として一時的に駐車場を整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、工場に隣接しており、

事業終了後は農地に復元することから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

12月19日、松村推進委員と代理人の の立会いの下、現地の調査を
してまいりました。現地は以前より耕作されていない休耕地でしたが、きれいに管理はされておりました。

さんは、今現在、工場の建設中でありまして、今使用している従業員の
駐車場が今度、そこにも工場を造るということで使用ができなくなるため、今回の申請に至
りました。今回、使用貸借権期間が3年ということで、長いのではないかというお話を聞いた
のですけれども、現在の工場を稼働しながら3棟工場を造る予定ですので、最長の3年間
としたということです。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

一時転用ということでの許可申請なんですけれども、3年というのは長いなというふうに
私も感じまして、ただ、許可基準上では3年まで一時転用を認めるということだと思います
ので、やむを得ないというふうに判断します。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

3年が最長ということで、皆さん認識していただければ。

ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い
します。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図38ページ及び土地利用計画図の5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、隣接地で倉庫を建設するに当たり、仮設事務所及び工事関係車両の駐車場を一時的に整備するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、倉庫建設地に隣接しており、事業終了後は農地に復元することから、一般基準及び立地基準上やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番、瀬下です。

12月19日、松村推進委員と代理人の さん、 の さん立会の下、現地確認並びにお話を伺ってまいりました。

現地は、休耕地できれいに管理はされておりました。現在、物流倉庫の建設中ですが、仮設事務所及び工事関係車両の駐車場が確保できないため、今回の申請に至りました。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

18番の原道地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

位置図 39 ページから 41 ページ及び土地利用計画図の 5-19 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、貸倉庫を建築し、それに伴い道路を拡幅するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、都市計画法 34 条 12 号の産業系区域に指定されていることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

なお、位置図 41 ページの全体計画図にございますとおり、隣接する久喜市の農地と一体で開発する計画のため、許可については久喜市と同時許可となる予定でございます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11 番（柳田 浩君） 11 番、柳田です。

この案件につきましては、12 月 14 日に坂田推進委員と 2 人で現地にて申請人代理人の設計事務所の さんからお話を伺ってきました。内容につきましては、事務局が説明したとおり、都市計画法 34 条 12 号の区域にありまして、また、久喜市との行政界にまたがる土地でありまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

19 番の豊野地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

————— ◇ —————

◎議案第 5 号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第 5 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条に

係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る「農用地利用配分計画（案）」につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。

それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかの審議をよろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

いかがですか。

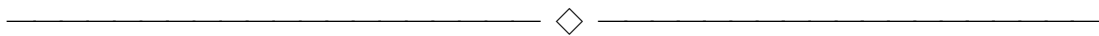
（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定にある「農業委員会の委員は、自己の同居親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない。」に、早川初男委員、関口豊充委員、柳田浩委員と私、小倉和夫が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

議事の進行については、野口悦夫委員にお願いしたいと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いします。

議事進行を野口悦夫委員にお願いをいたします。

(早川初男委員、関口豊充委員、柳田浩委員、小倉和夫委員長退室)

○1番（野口悦夫君） それでは、小倉会長に代わりまして、議事進行をいたしますのでよろしくお願いします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） ご説明いたします。

別紙、議案第6号をご参照ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）でございますが、今回ご審議いただきますのは、令和4年10月3日から14日までに申し出された利用権設定案件でございます。3ページでございますとおり、新規分943筆、面積85万2,632平方メートル、更新分295筆、面積33万7,918平方メートル、合計1238筆、面積119万550平方メートルとなっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続が行われ、令和5年1月1日から法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○1番（野口悦夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。よろしくお願いします。

(「ありません」と言う人あり)

○1番（野口悦夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（委員会受付分）の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

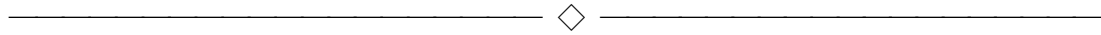
(挙手全員)

○1 番（野口悦夫君） 挙手全員でありますので、同意することと決定をいたします。

次に、議案第 6 号の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いします。

（早川初男委員、関口豊充委員、柳田浩委員、小倉和夫委員長入室）

○1 番（野口悦夫君） それでは、議事進行を小倉会長へ戻すことにいたします。



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（藤間みゆき君） それでは、報告第 1 号から第 4 号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の 1 2 ページからご参照ください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について 9 件で、内容は資料のとおりです。

報告第 2 号、1 5 ページをご参照ください。「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について 1 件で、内容は資料のとおりです。

報告第 3 号、1 6 ページをご参照ください。「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について 6 件で、内容は資料のとおりです。

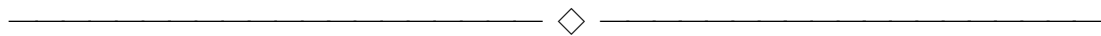
報告第 4 号、1 7 ページからご参照ください。「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について 4 3 件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は、全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会にお戻しします。

○局長（駒宮敏之君） 小倉会長と野口委員さんには、議事の進行お疲れさまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（駒宮敏之君） それでは、最後になりますけれども、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員各位には長時間にわたりまして慎重審議をいただきありがとうございました。

これをもちまして、令和４年度第１２回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 ３時４５分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年12月23日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 柳 田 浩

署名委員 早 川 初 男